

ケアマネ・ポート

巻 頭 言

京都府介護支援専門員協議会理事 青山 静子

今、平成15年度京都府介護支援専門員実務研修が行われている。介護支援専門員は、介護保険制度の要として、大変重要な役割が期待されている。そのためにも今回から研修事業のカリキュラムの一部が改正されている。利用者の現在の生活を理解し、望む暮らしに近づけるように、国際生活機能分類（ICF）の考え方が採択されている。従来のマイナス面よりもプラス面を重視する用語・考え方で見ようとする概念である。ウエルビーイングを実現するために何を解決すればいいのか「生活のニーズ」に対応することが大切であり、ポジティブな視点で考えるように強調されている。

1月から本格的に2005年の介護保険制度の見直しが行われている。厚生労働省は6月には素案をまとめるようである。障害者福祉との統合に向けての動きや、介護保険の財政安定に向けての検討がなされている。机上論だけに終わって欲しくないと願っている。

日本ケアマネジメント学会公開講座in京都・第3回近畿介護支援専門員研究大会が、平成16年3月13日（土）～14日（日）に京都テルサで開催される。大会のテーマは「介護支援専門員によるケアマネジメントの実情と新たなケアマネジメントへの挑戦」である。全国各地からの参加を得て本大会を成功させよう。そしてますます組織力を強化し、京都から現場の意見を提言していきたいものである。

CONTENTS

- ② 会長・監事選挙結果
- ③ 各ブロックとの懇談
- ④ 研修アンケート結果
- ⑤ 会員へのインタビュー
- ⑦ 理事会報告
- ⑧ 編集後記

会長・監事選挙

次期会長に上原氏が当選 監事は石居、源野両氏

京都府介護支援専門員協議会役員の現任期満了に伴う会長並びに監事選挙の立候補者受付が平成15年12月19日（金）午後4時に締め切られた。会長候補に現会長の上原春男氏、監事選挙に現監事の石居志郎氏、源野勝敏氏が立候補し、いずれも定数通りであったため当選が確定した。

上原現会長は油谷初代会長時代は副会長を務め、2期目（現任期）から会長に就任。石居、源野両監事は協議会設立から継続して監事を務めている。

任期は平成16年4月1日より2年間。理事は会長が指名し、理事の中から互選により副会長が選出される。具体的には平成16年度総会において報告される。



氏 名：上原 春男
職 種：医師
勤務先：上原医院（院長）
母体（役職）：京都府医師会副会長



氏 名：石居 志郎
職 種：医師
勤務先：いしい医院（院長）
母体（役職）：京都府医師会代議員
会議長



氏 名：源野 勝敏
職 種：相談援助業務
勤務先：京都厚生園施設長
母体（役職）：京都市老人福祉施設
協議会副会長

各ブロックとの懇談

相楽ブロックとの懇談

相楽ブロックと協議会役員との懇談が、1月24日に木津町東部交流会館で開催され、上原会長を始め役員4人、相楽ブロックからは会員約40名が参加し、会員から主に京都府への要望が続出した他、各方面の課題について意見された。

冒頭、上原会長は中央情勢として介護支援専門員の全国組織が設立されたことを報告。「全国のケアマネジャーの声を国に届けるために大きな目標の1つである」として、現場のケアマネジャーの、国、京都府、保険者あるいは京都府介護支援専門員協議会への意見・要望等を直接聞く場として、各ブロックとの懇談会を開催していることを説明した。

続いて高江理事から3月13日、14日に開催する「日本ケアマネジメント学会公開講座in京都・第3回近畿介護支援専門員研究大会」の進捗状況を報告。申込者数、事例発表申込数、情勢報告に厚生労働省老健局振興課・香取課長が来られることなどが報告された。

続いて質疑応答・要望聴取が行われた。主なやりとりは下記の通り。

- ・報酬改定後さらに書類整備が義務づけられたが、それらは全く利用者や適切なケアマネジメントのためになるものではなく、行政の指導等のためのおしつけである。

→報酬改定後から他からも多数の同意見をいただいております、まったくその通りだと認識している。全国組織等を通じて改善を引き続き訴えていく。

- ・移送介護について京都府が道路運送法上の許可を必要とするとしているため、相楽地域では介護タクシー事業所もなく、一般のタクシーを利用しなければ通院等外出ができず、経済的にもものすごい負担を強いられている（都会よりもさらに）。

→昨年7月にも同じ意見をいただき、京都府に伝えている。その時には奈良県では認められているので奈良県の事業所を探してみてもと提案があった。

京都府が府民や専門家の意見を聞いて府政に反映させる「円卓会議」というものを始めており、1月29日に第2回が開催され、そのテーマが「介護タクシー」である。京都府介護支援専門員協議会役員もその会議に出席することになっており、会員各位からいただいている意見を述べることになっている。

ただ、訪問介護員は“介護のプロ”であって“運転のプロ”ではない。協議会としては「締め付ける前に基盤整備をする」ように求めるつもり。各地域でも保険者に横出しサービスとしての移送介護を求めるなどの運動をお願いしたい。

- ・サービス提供票は以前からサービス事業所にFAXで送ってきたが、木津振興局による実地指導の際、1～3表も交付し、受け取ったサインなり印鑑なりがなければ減算とされた。

→事業所からのサインや印鑑までは求められていないと思うが確認する。

※京都府高齢化対策課介護保険室指導係に確認したところ、実地指導等の際に支援経過記録等で日付と提供した旨が記載されているかを確認している、サインや印鑑をもらっていないからといって減算に該当するとの指導は行っていないとのこと。

- ・在宅酸素の利用者を受け入れてくれる施設が無い。相楽は老健が無く療養型も無いに均しい状態である。

→現在相楽地域への病院進出が計画されている。京都府医師会としても相楽医師会としても、地域医療に貢献してもらう、その一環として療養病床を設けてもらうという条件を府医療審議会に申し出る方針。

- ・介護保険制度見直しに向けて介護支援専門員協議会としてはどのように要望していくつもりか？

→全国組織が全国のケアマネに対しアンケート調査を実施した。その結果をもとに改善が必要なポイントをまとめ、それを要望する。

- ・京都府庁と奈良県庁の指導等のレベルが全く違うが。

→奈良県等他府県の協議会とも情報交換してどの程度が常識的で効率的な指導内容なのかをはっきりさせた上で、“行きすぎた指導”がないよう、京都府に改善を求めるべきところは求めていく。事業者側も必要以上に京都府を恐れたり萎縮したりする必要は無いが、やらなければならない点（自主点検の実施及びその結果のサービス内容への反映など）はきちんとやってもらいたい。

研修アンケート結果

京都府・京都市研修における参加者へのアンケート結果（抜粋）

京都市ケアプラン指導研修を12月6日に、京都府介護支援専門員現任研修（基礎研修過程2）を11月18日、25日、26日にそれぞれ実施したが、その際出席者にアンケートにご協力いただいた。その自由記述欄に記載された内容のほとんどが国、京都府、保険者、本協議会への要望事項等であった。主だったものを下記に紹介する。

- ・改正の時に、私たちケアマネの意見と利用者の意見がしっかり入っているようになって欲しい。
- ・やりがいのある仕事であるので、もう少し、ケアマネを守る制度があっても良いのでは。
- ・保険者は民間丸投げで、責任意識が希薄ではないか。
- ・京都府は不正を摘発しようとする姿勢が目立つばかりで、制度を改善し、現場を指導し、より良い高齢者社会を構築しようという気概が見えない。
- ・通所介護、ショートステイ、施設入所の際に求められる診断書の様式を統一して欲しい。またその都度でなく、一部（1回）の書類で使いまわし（あるいはコピーして使用）できるようにして欲しい。
- ・府・市に対する情報の窓口がほしい。京都府の対応はよくない。「府に何を期待しているのか」とつき離す職員はやめてほしい。
- ・4月の改正以降ケアマネの仕事が増えており、皆、かなりオーバーワークを強いられていると思う。このままでは本来にケアマネをしたいと思う人が減ってくると思う。ケアマネをやって良かったと思えるような環境を整える必要がある。
- ・介護認定調査の受付が、行政区によって違う。対応の厳しい地区もあり、大変である。
- ・行政区によって特に訪問介護の保険給付対象の解釈がまちまちなので、統一して欲しい。
- ・住宅改修の質にはばらつきがめ目立つ。指定業者制にして、書類も業者に書かせてはどうか。
- ・支給限度額が要介護度別に設定されているのはおかしい。介護度が低くてもサービスをたくさん入れないと在宅を支えられないケースもたくさんある。目標は、自立支援、在宅支援なのであるから、限度額は無しにするか、必要度に応じて欲しい。
- ・昼間家族が必死に介護保険サービスを利用して支えていたとしても、主として夜間の負担が家族にのしかかり、結果的に家族が疲れることが多い現状にある。ナイトサービスに対する支援が介護保険では補えていない。
- ・サービス利用について、利用者はどう考えているのか、ただ単に安いから利用したいという利用者も結構いる。それをケアマネだけの責任云々で判断させている現状を感じる。
- ・福祉用具のアセスメントは、業者にもやらせるべき。
- ・住宅改修の理由書をケアマネが書く必要はない。住宅改修事業所に有資格者を置くべき。
- ・認定調査のみの方（今サービスを受けない方）の調査は、必要になってからの申請にする。また、有料にすることで、今必要のない調査をしなくてすむ。
- ・施設を建設するよりも、今ある小さな施設で小規模多機能施設をつくり、国の財源＝税金の無駄遣いをなくしていく必要がある。
- ・サービス計画書の記入、モニタリング、カンファレンス、担当者紹介などの書類作成に関するはっきりしたやり方を具体的に提示して欲しい。
- ・統一した見解（減算に関すること、書類のそろえ方、印鑑のもらい方など、いろんな情報があるので）を示して欲しい。
- ・公的な施設ショート利用は3ヶ月前までに申し込まなければならないというのがやりにくい。計画が立てにくい。ショートの目的を果たせない。（介護負担軽減等）
- ・医療と介護のネットワークが大切。協力してくれる医者が少ない。そういう医者を見つけ、コミュニケーションを取っていくのが大切。お年寄りから情報を得てケアマネ自ら動いていく。医者がいてくれるとヘルパーさんも安心して動いてくれるため連携が取りやすくなる。
- ・ケースの限定数を決めて欲しい。人員配置を改定して欲しい。
- ・施設ケアマネ業務には減算方式がないので不公平。特養に常勤の医師を置いて欲しい。看護婦を増員して欲しい。

会員へのインタビュー

今回は、リレーインタビューを休ませていただき、3月13日(土)14日(日)に京都テルサにて開催されます、日本ケアマネジメント学会公開講座in京都・第3回近畿介護支援専門員研究大会について、京都府介護支援専門員協議会理事で、大会実行委員事務局次長の京都市仁和在宅介護支援センター所長・高江史彦氏にお話を伺います。

編集員：いよいよ大会まで2ヶ月を切りましたが、準備の方はいかがですか？

高江理事：最初にお詫びを申し上げます。みなさんにお送りした開催要項に、「定員：1,000名」との記載が漏れておりました。おかげさまで現在800名を超えるお申込みをいただいております。うれしい悲鳴をあげています。実行委員会では別室でのモニター設置も含め補助いす等を検討していますがスペースには限界があり、場合によってはお申込をお断りしなければならないケースも考えられ、会員各位には大変申し訳ございませんが、その点ご了承賜りますようお願い申し上げます。

編集員：今回で近畿大会は3回目になるのですが、そのあたりはいかがでしょうか？

高江理事：今回は全国介護支援専門員連絡協議会の発足後ということで、全国の組織の中での近畿ブロック、近畿ブロックの中の2府4県というピラミッドを考える必要があると思います。平成15年4月に介護支援専門員の新たな責務が課せられ一年間活動した結果を2府4県がどのように集約し、全国レベルへと押し上げることができるかが鍵となると思います。

編集員：今回も前回と同じ厚生労働省老健局の香取課長がお話されるようですね。

高江理事：はい。前回、白浜で4月からの改正の話が伺えたので、今回も「介護保険制度改革本部」の方針や「2015年の高齢者介護」など政策面での将来性について直接伺えるのではないかと楽しみにしています。

編集員：初日は、その後に龍谷大学の池田先生、日本福祉大学の野中先生のお話がありますが。

高江理事：池田先生には地元ということもありまし

て、身近なデータを元にお話が伺えるのではないかと思います。また、野中先生には、ケアマネジメントの基本をお話していただくことで、4月の改正をどのように捕らえるかのヒントになればと思います。

編集員：2日目の分科会には、既にたくさんの発表事例の申し込みをいただいているとか。

高江理事：2府4県から50事例ほど頂いています。一つ目の分科会では、ケアマネジメントの理論について深めて頂きたいと思います。平成15年4月の改正により業務が増えたということはどういう理論に基づくのか？を検討し、積極的なケアマネジメントの展開のきっかけになればと思います。二つ目の分科会では、厚生省令に基づく介護支援専門員の責務として、今後も行政の協力を得て、介護支援専門員が中心となって行っていかなければならないものをテーマとしました。三つ目の分科会では、孤独な作業の中での困難事例を発表していただき、四つ目の分科会では、計画担当介護支援専門員によって、施設のケアプランがどのように変化したか。そして、五つ目の分科会では、平成15年4月からの支援費制度の活用などを中心に幅の広いケアマネジメントについて報告していただければと思っています。

編集員：シンポジウムはどのように展開しそうですか？

高江理事：最初にお話したことに関連してくるのですが、全国介護支援専門員連絡協議会会長に参加していただくことで、全国組織の中の近畿ブロックの位置づけを明確にできたらと思っています。

編集員：私個人としては、懇親会も楽しみなのですが。

高江理事：会場は、同じ京都テルサの中ですので、そのまま参加していただければと思います。どうしても、孤独になりがちな介護支援専門員の皆様ですので、この機会にたくさんの仲間に来て、ネットワークを広げる機会にして頂きたいと思っています。

編集員：今回の大会が、是非とも成功するよう私もお手伝いさせていただきたいと思っています。

会員へのインタビュー

高江理事：京都の介護支援専門員の皆様には日常の多忙な業務の中、なかなかお願いににくいのですが、今度の大会のホスト・ホステスとして、是非ともご協力頂き、大会を成功させていただければと思います。そして、全国介護支援専門員連絡協議会を通じて、「愚痴」ではなく、私たち介護支援専門員の声が介護保険制度に反映されるような職

能団体にしていくようご協力頂ければと思います。

編集員：ありがとうございました。

3月13日・14日は、京都の介護支援専門員の結束が問われる時です。皆で協力して、大会を成功させましょう。

（編集員 吉良厚子）

ケアマネ・コムから

<伝言板>

- ・厚生労働省介護保険制度改革本部設置
- ・厚生労働省社会保障審議会介護保険部会の審議情報

<共有フォルダ>

- ・居宅サービス計画書包括的同意モデル
- ・介護報酬Q & A（厚生労働省版、3種類）
- ・返戻のしくみと対処について

- ・厚生労働省発出の各種通知
- ・居宅介護支援事業所用運営規程のモデル
- ・居宅介護支援事業所用契約書・重要事項説明書のモデル
- ・新サービスコード
- ・給付管理票、請求書、請求明細書全様式
- ・居宅介護支援計画連絡表

※共有フォルダのデータは一旦お手持ちのパソコンにダウンロードしてからお使い下さい。ダウンロードの方法は、TOPから共有フォルダを開くと保存されているデータ一覧（「タイトル」と「ファイル」）が表示されます。必要なデータの「ファイル」名のところで右クリックして「対象をファイルに保存」を選んで任意の場所に保存してください。WORD、一太郎両方で保存しているデータもありますので、お使いのワープロソフトに適合したデータをお使い下さい。

居宅介護支援計画連絡票の利用について

昨年5月に会員各位にお配りし、ご利用をお勧めした「居宅介護支援計画連絡票」を案内文書（当時のもの）とあわせて再度同封しました。積極的なご利用をお願いします。

日本ケアマネジメント学会公開講座 in京都 第3回 近畿介護支援専門員研究大会

参加申込みはお早めに！

インタビューの冒頭にもありましたとおり、1月末現在で800名を超えるお申込みがあります。実行委員会では可能な限り参加申込みを受付けられるよう工夫していますが、それでも限界はありますので、参加申込みはできるだけお早めをお願いします。

なお、このような状況ですので当日参加の受付はありませんのでご了承下さい。

理事会報告

第5回理事会（平成15年12月10日）

I. 報 告

1. ブロック活動報告
2. 居宅介護支援専門員の実態調査について
→全国協議会が行う調査について、内容が見直されたので協力することを報告。
3. 近畿介護支援専門員研究大会の準備進行状況について
4. 京都府介護支援専門員現任研修（基礎研修過程Ⅱ）の実施状況について
→グループワークを実施する関係上定員を設定し、実際に参加申込をお断りしなければならないにもかかわらず、相変わらず当日無断欠席が目立つ。
5. 京都市ケアプラン指導研修の実施状況について
6. 第3回京都府介護サービス評価検討委員会の状況について
7. 「ナースিংホーム」と称する施設の不適切な入居者募集について

II. 協 議

1. ケアマネジメントリーダー養成研修受講者の推薦について
2. 介護支援専門員実務研修の講師の推薦について
3. 京都府介護サービス評価検討委員会ワーキング委員会の推薦について
4. 田辺保健所主催「介護保険地域別研修会」への講師の派遣について
5. 介護移送を考える府政円卓会議への出席者について
6. 京都府高齢者自立支援推進委員会委員の推薦について
→1～6について、それぞれ推薦、派遣を承認した。

第6回理事会（平成16年1月26日）

I. 報 告

1. ブロック活動報告
2. 会長・監事選挙の結果について
3. 京都市ケアマネジメントリーダー研修の状況について
4. 京都市ケアマネジメントリーダー会議の状況について
5. 京都府ケアマネジメントリーダー養成研修の実施について
6. 事務局職員の採用について

II. 協 議

1. 京都市ケアマネジメントリーダー養成研修受講者の推薦について
→受講者の選定について協議した。
2. 近畿介護支援専門員協会代表者会議について
→全国協議会、研究大会について協議した。
3. 近畿介護支援専門員研究大会の運営について
→運営について詳細を協議した。

編集後記

平成16年が始まって間もなく、1月8日に厚生労働省は来年に予定される介護保険制度抜本見直しについて、福祉、医療、年金など制度横断的に調整・検討するための「介護制度改革本部」を設置し改正に向けての本格的な見直し作業に入った。ポイントは、保険料徴収対象の拡大、障害者福祉との統合、サービス給付の効率化の3点。今夏をめどに、社会保障審議会介護保険部会での議論も踏まえて改革案をまとめ、来年の通常国会に改正法案を提出する考えであることが報道により発表された。この中で最大の課題は保険給付額が膨れ上がる中、保険料徴収対象について、昨年の小泉総理大臣のコメントにもあったように、現在の「40歳以上」を「20歳以上」を軸に拡大、財政の安定化を図る方向性で検討されることになっている。

中身を見てみると、介護保険給付から「要支援・要介護1」を外し、“介護予防サービス”とする案が出ており、施設入所も当然、要介護2以上となる。これは介護保険がスタートし、「要支援・要介護1」認定者が増加し続けていることと、厚生労働省の内部では現行の介護保険サービスが自立支援に繋がっている

のか？との疑問があるようだ。但し現行、介護保険サービスを受けている「要支援・要介護1」利用者が急にサービスが受けられなくなるようなことがあれば混乱を招くのは必死である。また、障害者福祉との統合に際しても法的な枠組み整理以上に、事業所個々の対応の混乱が予想される。サービスの見直しに関して施設整備は収束され、居宅サービスへよりシフトした展開が予測される。これは先の高齢者介護研究会の報告書「2015年の高齢者介護」の内容が基本となることは間違いないであろう。

こうしてみると“ケアマネ”の業務は今後ますます拡大していくことが予測され“今年度の介護報酬改定でも大変なのに！”との悲鳴が聞こえてきそうであるがこの業務内容に関してもきっちりと「介護制度改革本部」で検討していただきたいものである。やはり検討を期待するところは“公平・公正・中立”にプラスして“独立性”が担保されるものであってほしいと期待しています。

京都府介護支援専門員協議会編集委員
武田病院グループ本部福祉事業部
小林 啓治

京都ケアマネ・ポート「16号」

発行人
編集人
編集委員
発行元

2004年1月31日 発行

上原 春男

宮坂 佳紀

竹原 賢治 村上 淳 小林 啓治 吉良 厚子

京都府介護支援専門員協議会

〔連絡先〕

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7F
TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971
E-mail : kyotocaremane@aol.com